

## 「矯正施設見学会」実施

令和6年6月14日(金)の13時30分から加古川刑務所で開催し、12社18名の方に参加いただきました。

所長挨拶に続いて、加古川刑務所の沿革と見学の際の留意事項の説明を受けた後、所内見学をいたしました。所内に点在する各工場の作業場では、生地生産、生地加工、木工工場、企業依頼の製品加工、布加工等が行われていました。夫々黙々と与えられた作業に専念しておりました。

また、前述の「一般作業」とは別に、出所後の就労に必要とされる知識や技能を修得させる「職業訓練」があります。ビル設備管理科、建設・土木コース、情報処理技術科、医療事務科、介護福祉科の5種目があり、合計で50名の定員となっております。

最後に、「意見交換」時間が設けられました。施設側から受刑者の出所6か月前から就労の準備を行っており、「出来るだけ早く就労先を見つけたく、ハローワークを通じて就労先を探している。」との説明がありました。参加企業からは、早く採用をしたいので、受刑者との雇用の面談を希望する積極的な意見も出ました。



## 「協力雇用主研修会」実施

協力雇用主のマネジメント力向上を目的として令和6年7月25日(木)13時30分から中央区文化センター10階会議室で開催致しましたところ、7社9名の参加をいただきました。

内容は、第1部 協力雇用主から「対象者雇用にあたっての体験談」で多数の対象者を雇用している同社の事例を紹介いただきました。様々な種類の犯罪を起こした対象者が引き起こす事例があるなど、大勢の対象者を雇用された企業ならではの体験談でした。

続いて第2部は、神戸保護観察所 首席保護観察官 合田氏から「刑務所出所者等の雇用について」のテーマで、①対象者を雇用する具体的な方法と手続き ②対象者の特徴を意識した雇用継続に向けた留意点 ③対象者雇用に伴う国と兵庫県からの助成制度についての紹介をいただきました。

最後の意見交換会では、「対象者雇用は観察所を通さずに行っても良いか」「協力雇用主になり雇用がない場合でも、加点はありますか」等、の意見が出されました。

雇用実績のない協力雇用主が中心でしたが、疑問に思っておられることを気軽に質問され意義のある研修会でした。



## 『更生保護就労支援シンポジウム』開催のお知らせ

兵庫県・神戸保護観察所主催の『更生保護就労支援シンポジウム』開催予定です。今年は、「寄り添い、支え、見守る」～誰もが再出発できる社会へ～をテーマに基調講演及びパネルディスカッションを行います。

日時：令和6年11月5日(金) 13時30分～16時15分 ※申込締切令和6年10月18日(金)

場所：神戸クリスタルタワー3階 クリスタルホール

※お申し込み等詳細は、兵庫県就労支援事業者機構ホームページ

「インフォメーション」をご覧ください。

URL：<http://www.hyogo-syurou.com> 問合せ先 TEL：078-855-6252



この広報誌「更生保護就労支援だより」は兵庫県からの委託事業により作成されています。

# 更生保護就労支援だより

## 兵庫県就労支援事業者機構



発行 特定非営利活動法人  
兵庫県就労支援事業者機構  
〒651-0093 神戸市中央区二宮町4-7-6 NSビル3階301  
TEL：078-855-6252  
URL：<http://www.hyogo-syurou.com>

## 刑務所出所者等就労支援事業について

神戸公共職業安定所長 穴田 成孝

皆様におかれましては、日頃から、ハローワークの業務運営とりわけ刑務所出所者等就労支援事業につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、刑務所出所者等就労支援事業は、平成18年度から実施しているところですが、近年、再犯防止の重要性が社会全体で強く認識されるようになり、刑務所出所者等の社会復帰支援の役割がますます重要視されているところです。

再犯を防止するためには、刑務所出所者等が社会に定着し、安定した生活を送ることが必要不可欠であり、何よりもまず安定した雇用の確保が重要であることから、ハローワークと矯正施設、更生保護機関等が連携し、本人に適した就労支援の方法を検討のうえ職業相談・職業紹介を行ういわゆる「チーム支援」を行っているところです。

具体的には、ハローワーク神戸においては、全国のハローワークに申し込まれた求人及び刑務所出所者等の雇用に協力する協力雇用主から提出された「刑務所出所者等就労支援専用求人」をもとに、職業相談・職業紹介を行うとともに、神戸保護観察所、兵庫県就労支援事業者機構と連携し、刑務所出所者等を対象とした就労支援セミナーや面接の受け方、履歴書・職務経歴書の作成指導等を行っています。

また、神戸拘置所とは、出所予定者に対する職業相談・職業紹介や企業面接会を拘置所内で実施するなど出所前から連携を図り、出所後の雇用の確保にも努めているところです。

さらには、刑務所出所者等の雇用に理解と協力を示していただける企業へのアプローチも欠かせないことから、企業訪問を通じて、刑務所出所者等の雇用の意義や具体的な支援方法を説明のうえ協力をお願いするだけでなく、定期的な面談や電話相談を通じて、職場での悩みや困りごとに対処するなど定着支援にも力を入れているところです。

我々ハローワークの使命は、全ての求職者がその能力を最大限に発揮し、充実した労働生活を送るための支援を行うことであり、特に、刑務所出所者等の社会復帰支援は、社会全体の安全と安心に直結する重要な取り組みであると考えています。

つきましては、事業主の皆様におかれましては、刑務所出所者等の雇用にご理解をお願いするとともに、雇用をご検討の際には、管轄のハローワークの求人担当部署にご一報いただきますようお願い申し上げます。

最後になりますが、我々の支援が刑務所出所者等の新しい人生のスタートを援助し、再犯防止に寄与することを心から願うとともに、今後においても関係機関との連携を密にして刑務所出所者等就労支援事業に取り組んで参りますので、皆様方におかれましては、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 犯罪被害者の思いを受刑者に伝える制度について

この度、刑の執行段階における被害者の心情を伝達する制度が新たに導入され、令和5年12月から施行されました。この制度は、刑務所の刑務官や少年院の法務教官が、犯罪被害者やその遺族らの思いを聞き、受刑者や少年に伝達するというものです。

これまで、仮釈放・仮退院した保護観察対象者に対し、犯罪の被害者等が心情等を伝達する制度が運用されてきましたが、伝達の相手を保護観察対象者に限定する従来の制度は、釈放者の約4割を占める満期釈放者が対象外となること。申請できるようになるまでの待機期間が、事件の発生から加害者が仮釈放・仮退院して保護観察になるまでの長期間であること。短期間で保護観察が終了してしまうという事案が少なくないこと等から、その利用も限定的でした。

今回の心情等伝達制度は、この5月までの約半年間で59件の利用にとどまっている旨が公表されましたが、心情等伝達の申請時期について、刑の執行が開始された段階で可能となることから、今後の利用拡大が大いに期待されます。

新制度のねらいは次の2点です。一つ目は、被害者等に対する支援であり、被害者等が自らの心情を加害者に吐露することで、事件後ずっと胸に抱いていた悲しみや苦しみが幾分でも和らぎ、元の平穏な心情に戻ることで無理であるとしても、心情等を伝達する過程で心の内が整理され、元の生活に戻る契機となり得ることが期待される。二つ目は、加害者の更生であり、被害者等の心情を顧みず自己中心的な犯罪行為を行った加害者が、被害者等の深い悲しみや苦しみを知り、自己の犯罪による被害の重大さを直視することにより、悔悟の情を深め、真摯に反省する機会を得ることで、更生する重要な契機となり得ることが期待される。

### 《制度利用方法～聴取までの流れ》

#### 1 制度利用者

①被害者本人(法人も含む)、②法定代理人、③被害者の方が亡くなったり、その心身に重大な故障がある場合の、その配偶者や直系の親族、兄弟姉妹の方

#### 2 申出の受付・受理

申出の受付は、全国の矯正管区・矯正施設において、所定の申出書の提出と本人確認資料の提示という形式で行われますが、郵送により行うこともできます。その後、提出書類等は加害者収容施設に送付され、制度利用者であることを確認した後、受理されます。

#### 3 聴取

申出書が受理された場合には、加害者収容施設が聴取を行います。聴取方法には、口頭又は書面の提出があり、口頭で行う場合は、①加害者収容施設の担当官による対面での聴取、②オンラインシステムを活用した聴取、③被害者等の居住地に近い矯正施設の担当官による聴取などが可能であり、加害者収容施設が、聴取日時・方法・場所等について、申出人の意向を確認・調整しながら決定し、決定内容を記載した心情等聴取通知書を送付します。また、聴取に同席者を希望する場合は、個別に必要性を判断し、柔軟に対応がなされます。書面による聴取の場合は、加害者収容施設から、心情等聴取通知書とともに「心情等記述書」が送付されるので、心情等を記載して提出することになります。



## 残念な出来事

協力雇用主 X社

大阪府警から「お宅の従業員、〇〇さんが窃盗容疑で逮捕され身柄を拘束しています。」との電話があり、驚きで頭の中が真っ白になり、自分の気持を収めるのに苦労した記憶があります。

当社は、平成30年に「協力雇用主」に登録され、以後、少なからず対象者の雇用に携わってまいりました。

私のモットーは対象者が当社の仕事を希望すれば、必ず採用することとしております。採用が決まると対象者は「よろしく願います。頑張ります。」と喜んでくれます。

しかしながら、出所後の仕事内容と現状に不満や悩みを抱え退職し、また、犯罪に手を染め裏切られることもあり、協力雇用主としての対応、寄り添いの難しさ、大変さが理解できるようにもなりました。

大阪府警に逮捕された、この対象者は保護観察「執行猶予中」であり、実家が事業を営んでおり、その手伝いをしていましたが、金銭的援助のため、当社の雇用「アルバイト」を希望してきました。

面接中は、非常に「明るくハキハキ」とした人物で、即採用とし、実家の休みを利用して、土曜・日曜の勤務も厭わず積極的に勤務してくれました。

ところが、実家の業績が厳しくなり、家族間での人間関係にも影響が出る状態になってきました。

もともと明るい性格であったため、「楽しく、頑張って仕事しています。良い会社に就職できて喜んでいきます。」と言い、当会社での仕事中は、家庭内等での不満や悩みを全く表さず勤務を続けてくれました。仕事は真面目で私としても喜んでいたところ、突然警察から電話があり、正に青天の霹靂(へきれき)でした。

その後、日が過ぎ気持ちが落ち着いた折に、何故このようなことが発生したのか考えたところ、「対象者の内面を見ていなかった。理解していなかった。」ことが原因であると思われました。

普段から従業員の置かれている状況に関心を持ち、対象者に「寄り添い、支え、見守る。」ことが大切であると思います。

## 就労支援の主役は、協力雇用主！

(多様な職種の方のご参加をお待ちしています)

- 支援対象者の前歴にこだわらず、一般の労働者と待遇面で差別をすることなく積極的に雇用するなどして、更生保護事業に協力していただく民間篤志事業家。事業所の所在地を管轄する保護観察所に登録していただいています。
- 今すぐ雇用できない事業所も登録可能です。

神戸保護観察所 TEL : 078-351-4015

